

地方独立行政法人長野県立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員（第7条 第10条）
 - 第2節 理事会（第11条 第14条）
 - 第3節 業務及び執行（第15条 第18条）
- 第3章 資本金等（第19条・第20条）
- 第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、長野県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、長野県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を長野市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、長野県報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により長野県報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

（定数）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 監事 2人

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は長野県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項

- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務及び執行

(病院の名称及び所在地)

第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
長野県立須坂病院	須坂市
長野県立駒ヶ根病院	駒ヶ根市
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町
長野県立木曽病院	木曽郡木曽町
長野県立こども病院	安曇野市

(介護老人保健施設の名称及び所在地)

第16条 法人が設置及び管理を行う介護老人保健施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
長野県阿南介護老人保健施設	下伊那郡阿南町
長野県木曽介護老人保健施設	木曽郡木曽町

- 2 長野県阿南介護老人保健施設は長野県立阿南病院に、長野県木曽介護老人保健施設は長野県立木曽病院に付置する。

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害等における医療救護を行うこと。
- (6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第67条第1項又は第2項の規定により長野県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 67 条第 1 項又は第 2 項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第 20 条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は長野県に帰属する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

(別表)(第 19 条関係)

1 土地

所 在 地	面 積 (平方メートル)
須坂市大字須坂字立町 264 番 1	270.69
須坂市大字須坂字横町 371 番 2	2,164.87
須坂市大字須坂字青木 1330 番 1	11,226.77
須坂市大字須坂字青木 1396 番 4	5,030.24
須坂市墨坂五丁目 851 番 2	1,201.88
駒ヶ根市下平 2934 番 136	24,898.47
駒ヶ根市下平 2934 番 153	1,261.91
駒ヶ根市下平 2934 番 180	12,607.74
駒ヶ根市下平 2901 番 28	11,001.75
駒ヶ根市下平 2934 番 262	123.09
駒ヶ根市下平 2934 番 214	542.17
駒ヶ根市下平 2934 番 614	122.19
駒ヶ根市上穂南 2319 番 1	468.49
駒ヶ根市上穂南 2323 番 2	165.00
駒ヶ根市上穂南 2324 番	399.00
駒ヶ根市上穂南 2325 番 2	210.18
駒ヶ根市上穂南 2330 番 3	28.00
駒ヶ根市上穂南 2319 番 4	93.06
駒ヶ根市上穂南 2320 番 3	22.68
駒ヶ根市上穂南 2325 番 3	35.61
駒ヶ根市上穂南 2323 番 3	463.39

駒ヶ根市下平 827 番 31	1,416.82
下伊那郡阿南町字北條 2003 番	793.38
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 9	2,510.86
下伊那郡阿南町字北條 1870 番 11	126.00
下伊那郡阿南町字北條 1870 番 13	54.00
下伊那郡阿南町字北條 1870 番 15	391.22
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 4	464.42
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 5	134.00
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 7	184.00
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 8	41.00
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 18	898.35
下伊那郡阿南町字北條 1871 番 25	85.00
下伊那郡阿南町字北條 1905 番 4	41.00
下伊那郡阿南町字北條 1905 番 12	10.00
下伊那郡阿南町字北條 1864 番 5	1,442.15
木曾郡木曾町福島 6613 番 4	32,397.92
木曾郡木曾町福島 6073 番 2	220.27
安曇野市豊科 3100 番	49,957.31
安曇野市豊科 4002 番 18	258.25
安曇野市豊科 4002 番 19	102.57

2 建物

名 称		所 在 地	延べ床面積 (平方メートル)
長野県立 須坂病院	南棟、北棟	須坂市大字須坂字青木 1330 番地 1	21,868.08
	受水槽室	"	87.15
	診療棟	"	37.80
	倉庫	"	48.80
	在宅診療部	"	162.50
	クラージュすざか 101	須坂市大字須坂字中町 164 番地 1	52.32
	クラージュすざか 102	"	52.32
	クラージュすざか 202	"	57.19
	クラージュすざか 206	"	86.58

	クラージュすざか 306	"	86.59
	クラージュすざか 307	"	87.87
	クラージュすざか 405	"	86.62
	クラージュすざか 406	"	87.90
	クラージュすざか 502	"	86.89
	クラージュすざか 504	"	86.62
	クラージュすざか 604	"	86.65
	小山南 1 号	須坂市墨坂五丁目 851 番地 2	91.20
	小山南 2 号	"	91.20
	小山南 3 号	"	91.91
	小山南 4 号	"	91.61
	小山南 5 号	"	90.79
長野県立 駒ヶ根病 院	A 病棟	駒ヶ根市下平 2934 番地 136	2,530.44
	B 病棟	"	2,226.76
	C 棟	"	796.90
	管理棟	"	1,457.54
	サ - ビス棟	"	906.25
	外来診療棟	"	198.59
	売店	"	32.40
	附属建物	"	605.61
	医師宿舎 10 号	駒ヶ根市下平 2901 番地 28	87.77
	車庫	"	18.72
	物置	"	5.32
	医師宿舎 11 号	駒ヶ根市上穂南 2319 番地 1	78.66
	医師宿舎 12 号	"	78.66
	医師宿舎 13 号	駒ヶ根市上穂南 2324 番地	78.66
	医師宿舎 14 号	"	78.66
	医師宿舎 15 号	駒ヶ根市上穂南 2323 番地 3	92.74
梨ノ木宿舎	駒ヶ根市下平 827 番地 31	265.68	

	物置	"	9.00
長野県立 阿南病院	本館、増築棟、第 1病棟、介護老人 保健施設	下伊那郡阿南町字北條 2009 番地 1	13,555.29
	車庫	"	28.80
	職員宿舎 1号	下伊那郡阿南町字北條 1999 番地 1	91.10
	職員宿舎 3号	下伊那郡阿南町字北條 2087 番地 4	90.25
	職員宿舎 4号	下伊那郡阿南町字北條 1864 番地 5	92.74
	職員宿舎 5号	下伊那郡阿南町字北條 1529 番地 1	294.02
	職員宿舎 6号	下伊那郡阿南町字北條 1864 番地 5	91.92
	車庫	"	15.00
	職員宿舎 7号	下伊那郡阿南町字北條 2121 番地 1	103.08
	職員宿舎 8号	"	103.08
	職員宿舎 9号	下伊那郡阿南町字北條 1529 番地 1	268.10
	職員宿舎 10号	下伊那郡阿南町字北條 1864 番地 5	92.74
	看護師宿舎	下伊那郡阿南町字北條 2138 番地	986.67
	長野県立 木曾病院	本館	木曾郡木曾町福島 6613 番地 4
療養型病棟		"	1,183.84
車庫		"	65.14
エネルギー - 棟		"	474.89
ボンベ庫		"	47.35
更衣室棟		"	122.00
院内保育所		"	154.17
西光寺宿舎 1号		木曾郡木曾町福島 6073 番地 1	75.17
西光寺宿舎 7号		木曾郡木曾町福島 6102 番地 4	67.29
西光寺宿舎 8号		木曾郡木曾町福島 6073 番地 2	67.29
塩淵宿舎 9号		木曾郡木曾町福島 2694 番地 7	88.51
塩淵宿舎 10号		木曾郡木曾町福島 2694 番地 8	76.12
塩淵宿舎 11号		木曾郡木曾町福島 2723 番地 1	124.38
塩淵宿舎 12号		木曾郡木曾町福島 2724 番地 1	112.34
塩淵宿舎 13号		木曾郡木曾町福島 2719 番地	76.12
塩淵宿舎 14号		"	76.12
万郡宿舎 15号		木曾郡木曾町福島 2114 番地 1	89.36
万郡宿舎 16号		"	89.36
万郡宿舎 17号	"	89.36	
万郡宿舎 18号	木曾郡木曾町福島 2115 番地 3	89.36	

	田沢下宿舎	木曽郡木曽町福島 6613 番地 4	1,099.68
	看護師宿舎	"	1,072.80
	第二医師宿舎	木曽郡木曽町福島 6859 番地	840.24
	介護老人保健施設	木曽郡木曽町福島 6613 番地 4	2,227.76
長野県立 こども病 院	本館、周産期棟	安曇野市豊科 3100 番地	23,645.03
	物置	"	32.50
	ポンプ室	"	151.70
	機械室	"	49.20
	機械室	"	91.50
	物置	"	20.60
	薬液処理室	"	129.60
	ファミリー - ハウス	"	212.48
	看護師宿舎 1 号	"	1,724.88
	看護師宿舎 2 号	"	1,165.48
	看護師宿舎 3 号	"	582.74
	医師住宅	"	2,187.28
	職員住宅	"	2,082.36
	院内保育所	"	191.97
	院長住宅	安曇野市豊科 4002 番地 18	121.72